

## ピンポイント雷雨アプリ利用約款

### 第1条 (本約款について)

1. 株式会社フランクリン・ジャパン (以下「当社」といいます) は、本約款に基づき利用者に本件サービスを提供します。
2. 利用者は、本約款の内容を誠実に遵守するものとします。

### 第2条 (本約款の変更)

1. 当社は、本条の定めに従い、本約款の内容を適宜変更することができるものとします。この場合、変更日以降に本約款の変更後の内容を適用します。
2. 本約款の内容変更により利用者に実質的な不利益を及ぼさないと当社が合理的に判断する場合、当社は、利用者に通知を行うことなく本約款及び仕様書の変更を行うことができるものとします。

### 第3条 (当社から利用者への周知事項の通知方法)

1. 本約款の定めに基づく利用者への通知並びに当社が利用者への周知が必要と判断する場合の連絡手段は、別途定める場合を除き、電子メール送信により行うものとします。
2. 前項に定める電子メールは、利用者が申込フォーム等に記載した担当者の電子メールアドレスに宛てて送信する方法によるものとします。

### 第4条 (利用申し込み)

1. 利用者は、本件サービスの利用申し込みを行う場合、本約款の内容に承諾の上、申込フォームに所定事項を記入し、送信するものとします。
2. 利用者は、申込フォームから所定事項を当社に送信した場合、本約款の内容に承諾したものとし、当社は、利用者からの申込を受領した場合、利用者が本約款の内容について承諾したものと認識した上で、本件サービスの利用手続を行うものとします。

### 第5条 (利用契約の成立)

1. 本利用契約は、利用者が前条に定める申し込みフォームから所定事項を記入の上送信し、当社が当該入力内容に基づいた本件サービス利用に関する審査等において、本件サービスの利用申し込みを承認したときに成立します。なお、当社は利用者からの申し込みを受領した場合、特段の事情がある場合を除き、受領後から当社の10営業日以内に当該申し込みを承諾する旨の通知を行うものとします。なお、次項以下に定める事由より当社が当該利用申し込みを拒否あるいは延期と判断する場合について、その旨通知を行うものとします。
2. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、利用契約の申し込みを拒否することができ

るものとし、また、当社は、利用契約成立後に次の各号の何れかに該当することが判明した場合、当該利用契約を解除できるものとし、

- (1) 申込書に虚偽や誤記、記入漏れがあると判断する場合
  - (2) 不正行為・迷惑行為等を意図した申し込みと認められる場合
  - (3) サービス料金の未払い、またはその恐れがあると判断する場合
  - (4) 他の利用者に対し悪影響を及ぼすと当社が判断する場合
  - (5) 本件サービス提供において技術上または業務上の支障があると当社が判断する場合
  - (6) その他、利用契約の締結が適当ではないと当社が判断する場合
3. 当社は、本件サービスの提供に係る設備を準備する必要がある場合、利用契約の申し込みの承諾を延期できるものとし、
4. 利用者は、本件サービスについて、利用者が申込書に記載した利用開始希望日を考慮して当社が決定する利用開始日より利用できるものとし、当社は、利用開始日決定後、速やかに利用開始日を利用者に通知するものとし、なお、当社が利用開始日を検討する際、当社の判断により、または利用者が希望する場合、事前に利用者との協議や必要な調整を行う場合があります。
5. 第3項及び第4項により、本件サービスの利用開始日が、利用開始希望日以降となることにより、何らかの損害を被った場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第6条 (利用者情報登録および認証コードの交付)

1. 利用者は、本件サービスの利用申し込みする場合、申込書の記載に従い、会社名または代表者名、所在地、電話番号、電子メールアドレス等（以下、「利用者情報」という）を届け出るものとし、なお、当社は、利用契約成立後速やかに利用者情報の登録を行うものとし、
2. 当社は、お客様に対して契約に基づくアカウント数の認証コード等を交付します。

#### 第7条 (利用期間と自動更新)

1. 申し込み時に定めた利用期間において、本件サービスを提供します。
2. 毎年、同じ期間のみを利用する場合は、申し出がない限り1年毎に自動更新するものとし、

#### 第8条 (認証コードの管理)

1. 利用者は、当社から付与される認証コードを自らの責任において厳重に管理するものとし、不正利用により、当社または第三者に損害を与えることの無いよう、措置を講じるものとし、なお、利用者は不正使用に起因する全ての損害に対し、自ら責任を負うものとし、

2. 利用者は、認証コードが第三者によって不正利用された場合、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 当社は、認証コードの漏洩または不正利用等から生じた損害に対し、一切その責任を負わないものとします。
4. 当社は、認証コードの漏洩による不正利用が明らかとなった場合、認証コードを変更する場合があります。この場合、当社は利用者にもその旨を通知します。
5. 利用者は、認証コードの漏洩や不正利用等により当社に何らかの損害を与えた場合、当社にその損害の全てを賠償するものとします。

#### 第9条 (本件サービスの提供停止または制限)

1. 当社は、利用者に対し各種データの提供が不可能となった場合、または各種データに誤謬が発見された場合、当社の責任において速やかに復旧に努めるものとします。
2. 当社は、本件サービスの提供に支障をきたすような当社設備に係るシステム障害が発生した場合、速やかに利用者にも通知し、当社の責任において復旧に努めるものとします。
3. 当社の設備メンテナンスや当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止するなどやむを得ない理由、その他当社の責に帰すべき事由によらず本件サービスの提供が不可能となった場合、本件サービスの提供を停止または制限することがあります。なお、当社は本項により本件サービスを停止または制限した期間にかかるサービス料金について、利用者に対し支払免除または減額等の措置を行いません。
4. 前項の規定により本件サービスの提供を停止または制限する場合、事前に当該停止または制限の理由、日時を利用者にも通知するものとします。ただし、緊急時などやむを得ない場合は、利用者への通知を行なうことなく直ちに本件サービスの提供を停止することがあります。
5. 当社は、第3項により本件サービスの提供を停止または制限したことにより利用者が何らかの損害を被った場合といえども、利用者に対して一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条 (本件サービスの提供停止)

1. 当社は、利用者が次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され、当社により本件サービスの提供を再開するまでの間、利用者に対し本件サービスの提供を停止できるものとします。
  - (1) 支払期日を経過したにもかかわらず、サービス料金等を支払わない場合
  - (2) 本件サービスを利用して、本件サービスもしくは当社または他の利用者その他第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為を行った場合
  - (3) 本件サービスを利用して、当社または他の利用者が運営するサービスを妨害する行為を行った場合

- (4) 当社または他の利用者その他第三者を誹謗若しくは中傷し、または当社または他の利用者その他第三者の信用、名誉を毀損する行為を行った場合
  - (5) 違法行為または公序良俗に反する行為、その他社会的に問題となる行為を行った場合
  - (6) 本約款に違反する行為、あるいは不正アクセス、クラッキング、アタック等本件サービスの運営に支障をきたす行為を行った場合
  - (7) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を申告していたことが判明した場合
  - (8) 利用者以外の第三者に本件サービスを利用させる行為を行った場合
  - (9) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行った場合
2. 当社は、前項の規定により本件サービスの提供を停止する場合、事前に提供停止の理由、日時を利用者に通知するものとします。ただし、緊急時その他やむを得ない場合、当社は、利用者への通知を行なうことなく直ちに本件サービスの提供を停止することがあります。
  3. 当社は、第1項及び第2項により本件サービスの提供を停止したことにより利用者が何らかの損害を被った場合といえども、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条 (サービスの休止・廃止)

1. 当社は本件サービスの全部または一部を、当社の判断により休止または廃止する場合があります。
2. 当社は、本件サービスの全部または一部を休止または廃止したことにより利用者が何らかの損害を被った場合といえども、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。
3. 本件サービスの全部または一部を休止または廃止する場合、その時点で有効な利用契約は、本件サービスの全部または一部を廃止または休止する期限において終了するものとします。

#### 第12条 (料金、費用の支払い)

1. お客様は、所定の支払方法に従い、料金、費用の税込み合計額を当社に支払うものとします。
2. 料金、費用は、当社の指定する金融機関の口座へ振込みまたはクレジットカード決済で支払うものとします。当社は、領収書の発行を省略します。なお、振込手数料はお客様負担となります。

#### 第13条 (料金の支払い開始)

1. 料金は、契約開始日から発生するものとします。
2. 情報提供期間が1ヶ月に満たない場合でも、1ヶ月分の料金が発生します。日割り計算

はいたしません。

#### 第14条 （各種料金の見直し）

当社は、経済情勢の変動または諸物価の高騰等、その他本件サービスを運営するにあたり必要な事由が発生したことにより各種料金が不相応となった場合、料金の見直しを行うことがあります。

#### 第15条 （遅延損害金）

当社は、利用者の責に帰すべき理由により、利用者が支払約定期日までに料金を支払わない場合は、支払約定期日の翌日から支払い完了日までの日数に応じ、支払遅延損害金として年率6%の割合で計算した金額を、遅延利息として利用者に請求できるものとします。

#### 第16条 （保証及び責任の制限）

1. 当社は、本約款の定めに従い、本件サービスを利用者に提供することを保証します。なお、当社が提供する本件サービス用の設備については、製造元の定めに基づき、当社は製造元の定め以外には何らの保証または責任も負わないものとします。
2. 当社は、本件サービスの利用により利用者が何らかの損害を被った場合といえども、本約款に明示する以外に、一切の保証または責任も負わないものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、利用者が本件サービスを利用できなかった原因が次の各号に定めるいずれかの事由による場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 第10条第1項並びに第11条第1項により当社が本件サービスの提供を停止または制限したこと
  - (2) 利用者が第24条第1項に定める事由に該当したことにより当社が利用契約を解除したこと
  - (3) 利用者から本件サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合や利用者側の設備障害
  - (4) 本件サービス用設備からの応答速度やインターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御できない本件サービス用設備への第三者による不正アクセス、攻撃、通信経路上での傍受に起因する損害等
  - (6) 回線障害を含む電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (7) その他当社の責めに帰すべからざる事由

#### 第17条 （損害賠償）

利用者及び当社は、利用者による本件サービスの利用及び利用契約の履行について、相手方

の責めに帰すべき事由により何らかの損害が発生した場合、相手方と協議の上、相手方に対し賠償を請求できるものとします。なお、当社からの利用者に対する賠償額は、当該損害が発生した利用期間におけるサービス料金1ヶ月分を上限とします。

#### 第18条 (免責)

1. 当社はお客様が情報を利用することにより生じた事故、結果等について、何等の保証責任を負わないものとします。
2. 当社は情報の利用に起因するお客様の逸失利益並びに第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
3. 当社はお客様による携帯電話用通信回線に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、お客様の被った損害に対していかなる責任も負いません。

#### 第19条 (権利義務の譲渡の禁止)

利用者は、利用契約の全部若しくは一部を、第三者へ譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第20条 (守秘義務)

1. 利用者及び当社は、本件サービスの利用及び利用契約の履行にあたり知り得た相手方の技術上及び営業上の機密を次の各号の何れかに該当する場合を除き、第三者に開示または漏洩し、利用契約目的以外に利用しないものとします。
  - (1) 相手方から取得する前に既に公知のもの
  - (2) 自らの責めに帰すことのできない事由により公知となったもの
  - (3) 相手方から取得する前に既に自ら取得していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負わずに取得したもの
  - (5) 相手方の書面による開示を許諾する承諾があったもの
  - (6) 法令又は裁判所の判決・命令等により開示を義務づけられたもの
2. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. 前各の規定にかかわらず当社が必要と認めた場合には、当社は、再委託先に対して再委託のために必要な範囲で機密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

#### 第21条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本件サービスの提供により取得する利用者の個人情報を、当社が Web サイ

ト上にて開示する個人情報保護方針

(<https://www.franklinjapan.jp/privacy-policy/>) に基づき取り扱うものとします。

#### 第22条 (反社会的勢力との関係排除)

1. 利用者及び当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 利用者及び当社は、前項各号に違反する事実が判明した場合は、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 利用者及び当社は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 利用者及び当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく解約解除にかかわらず当該損害について利用契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

#### 第23条 (中途解約)

利用者は、利用契約期間の途中でも、当社に対して1ヶ月前までにその旨届け出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。

#### 第24条 (利用契約の解除)

1. 利用者及び当社は、自らが次の各号のいずれかに該当した場合、相手方に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当該債務を履行する責を負うものとします。
  - (1) 重大な過失または背信行為があった場合
  - (2) 仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを行い、または申立てられた場合
  - (3) 解散決議をし、または営業を廃止した場合
  - (4) 自ら振り出しまたは引き受けた手形、自ら振り出した小切手の不渡りを1回でも出し

た場合、その他資産、信用、支払能力に重大な変更を生じ、または生じるおそれがあると判断される場合

- (5) 故意または過失により相手方に重大な損害を与えた場合
  - (6) 本約款及び利用契約の各条項（本約款第 22 条を除く）のいずれかに違反し、相手方より相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらずなお是正されない場合
  - (7) 第 10 条の定めにより本サービスの提供停止を受けた利用者が当社から是正期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合
  - (8) 利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
  - (9) 第 22 条の定め違反した場合
2. 利用者及び当社は、相手方が前項に定めるいずれかに該当した場合、直ちに利用契約の全部または一部を解除できるものとします。なお、本項の定めは、相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

#### 第25条 （管轄裁判所）

利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第26条 （協議）

利用者及び当社は、本約款に定めのない事項又は利用契約に関して疑義が生じた場合、信義に基づき誠実に協議を行い、円満に解決を図るものとします。

約款適用日 2024年10月25日